

コラボヘルスにおける事業主との健診結果情報等の共同利用について

名古屋市職員共済組合は、組合員の生活習慣病予防のため、事業主と連携し、健康課題に対応していくこと（コラボヘルス）を推進します。効率的かつ効果的な事業の実施に向けて、健診結果情報等の個人データを事業主と共済組合で、共同利用することとなりますので、個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき下記のとおりお知らせします。

1 利用目的

生活習慣病の予防

2 内容及び共同利用する組合員の個人データ

(1) 健診結果及びリスク保有者データの共同利用による保健指導

事業主が実施する健康診断及び共済組合が実施する人間ドックの健診結果（問診内容や保健指導内容も含む。）を共同利用し、保健指導に活用します。

(2) リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

生活習慣病での医療機関への受診の有無を共同利用し、未受診者の受診勧奨に活用します。

3 共同利用する者の範囲

共済組合 保健指導担当者

責任者 名古屋市職員共済組合次長

事業主 各安全衛生担当者

責任者 総務局職員部安全衛生課長、消防局総務部職員課長

上下水道局総務部安全衛生課長、交通局総務部労務課長

名古屋港管理組合総務部職員課長

名古屋競輪組合総務部部長

※ 参考 個人情報の保護に関する法律（抄）

第23条（第三者提供の制限）

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

お問合せ先：名古屋市職員共済組合福祉事業係 TEL 052-972-2175